

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 26 日 (金) 第3046号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

<b>規 則</b>	
○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
<b>訓 令</b>	
○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※)	(人事課取扱い) 5
<b>告 示</b>	
○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令	(森づくり推進課取扱い) 6
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い) 7
○保安林の指定の解除予定	(森づくり推進課取扱い) 8
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い) 8
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い) 8
○県営土地改良事業の計画の決定	(農地整備課取扱い) 9
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 9
○道路の供用の開始 (2件)	(道路維持課取扱い) 9
○建築士法に基づく都道府県指定試験機関の変更事項の届出	(建築課取扱い) 10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件)	(始良・伊佐地域振興局取扱い) 10 (大隅地域振興局取扱い) 10
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	(商工政策課取扱い) 11
○落札者等の公告	(会計課取扱い) 11

## 規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第37号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則 (平成5年鹿児島県規則第16号) の一部を次のように改正する。

別表第6 社会福祉課の表6の項第2号中「決定 (法24①⑤)」を「決定及び通知 (法24③⑨)」に改め、同項第3号中「決定」を「決定及び通知」に改め、同項第5号中「対する」の次に「報告の要求、」を加え、同項第33号中「を受けた」を削り、同号を同項第39号とし、同項第32号中「市町村長」を「市町村又は地方独立行政法人」に改め、同号を同項第38号とし、同項第31号を同項第36号とし、同号の次に次の1号を加える。

(37) 指定医療機関の指定の取消し等の厚生労働大臣への通知 (法83の2)				○															
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表 6 の項中第30号を第35号とし、第29号を第34号とし、同項第28号中「77①②, 78」を「77」に改め、同号を同項第32号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(33) 費用等の徴収 (法 78, 78の 2)										○	地域振興局長 支庁長	
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第 6 社会福祉課の表 6 の項中第27号を第31号とし、第26号を削り、第25号を第30号とし、第24号を第29号とし、同項第23号中「の決定」を削り、同号を同項第25号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(26) 指定医療機関等からの報告等の徴収, 指定医療機関の開設者等に対する出頭の要求及び立入検査の実施 (法54①)										○		
(27) 就労自立給付金の支給 (法55の 4 ①)										○	地域振興局長 支庁長	
(28) 被保護者等に対する報告の要求 (法55の 5)										○	地域振興局長 支庁長	

別表第 6 社会福祉課の表 6 の項第22号中「又は医療保護施設」を「等」に、「55」を「55の 2」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号中「その」を「効力の停止並びにそれらの」に、「55, 55の 2」を「55②, 55の 3」に改め、同号を同項第23号とし、同項第20号中「を受けた」を削り、「55, 55の 2」を「55②, 55の 3」に改め、同号を同項第22号とし、同項第19号中「及び柔道整復師 (以下この項中「医療機関等」という。)」を「, はり師, きゅう師及び柔道整復師」に、「55, 55の 2」を「55①, 55の 3」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第18号を第20号とし、第15号から第17号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第14号中「市町村又は社会福祉法人若しくは」を「社会福祉法人又は」に、「事業の停止命令」を「保護施設の改善又は事業の停止の命令」に、「45①②」を「45②」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「市町村若しくは」を「市町村又は」に改め、「又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社」を削り、「改善又は」を「改善, 事業の停止又は保護施設の」に、「45①②」を「45①」に、「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「28②」を「28③」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「又は指定医療機関」及び「, 54①」を削り、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第 9 号を第11号とし、同項第 8 号中「市町村」の次に「又は地方独立行政法人」を加え、同号を同項第10号とし、同項第 7 号を同項第 9 号とし、同項第 6 号中「28②」を「28③」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 官公署等に対する資料提供等の要求 (法29①)										○	地域振興局長 支庁長	
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第 6 社会福祉課の表 6 の項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 要保護者の扶養義務者等に対する報告の要求 (法28②)										○	地域振興局長 支庁長	
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第 6 社会福祉課の表11の項中第11号を削り、第32号を第47号とし、同項第31号中「を受けた」を削り、同号を同項第46号とし、同項第30号中「市町村長」を「市町村又は地方独立行政法人」に改め、同号を同項第45号とし、同項第29号を同項第41号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(42) 被支援者に対する支援給付金品の返還の免除（法14④〔生活保護法80〕）										○	地域振興局長 支庁長	
(43) 家庭裁判所への被支援者の後見人選任の請求（法14④〔生活保護法81〕）										○	地域振興局長 支庁長	
(44) 指定医療機関の指定の取消し等の厚生労働大臣への通知（法14④〔生活保護法83の2〕）				○								

別表第 6 社会福祉課の表11の項第28号を削り、同項第27号中「の決定」を削り、同号を同項第34号とし、同号の次に次の 6 号を加える。

(35) 指定医療機関等からの報告等の徴収、指定医療機関の開設者等に対する出頭の要求及び立入検査の実施（法14④〔生活保護法54①〕）					○							
(36) 被支援者が指示等に従わない場合における処分（法14④〔生活保護法62③〕）										○	地域振興局長 支庁長	
(37) 被支援者からの費用返還額の決定（法14④〔生活保護法63〕）										○	地域振興局長 支庁長	
(38) 遺留金品の処分（法14④〔生活保護法76①〕）										○	地域振興局長 支庁長	
(39) 費用の徴収及びそれに係る家庭裁判所への申立て（法14④〔生活保護法77〕）										○	地域振興局長 支庁長	
(40) 費用等の徴収（法14④〔生活保護法78, 78の2〕）										○	地域振興局長 支庁長	

別表第 6 社会福祉課の表11の項第26号中「又は医療保護施設」を「等」に、「55」を「54の2④, 55の2」に改め、同号を同項第33号とし、同項第25号中「その」を「効力の停止並びにそれらの」に、「55の2」を「54の2④, 55②, 55の3」に改め、同号を同項第32号とし、同項第24号中「を受けた」を削り、「55の2」を「54の2④, 55②, 55の3」に改め、同号を同

項第31号とし、同項第23号中「助産婦」を「助産師」に、「及び柔道整復師（以下この項中「医療機関等」という。）」を「、はり師、きゅう師及び柔道整復師」に、「55, 55の2」を「55①, 55の3」に改め、同号を同項第30号とし、同項第22号を同項第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 保護施設の長からの届出の処理（法14④〔生活保護法48④〕）											○	地域振興局長 支庁長	
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第6 社会福祉課の表11の項中第21号を第27号とし、第20号を第26号とし、同項第19号中「市町村又は社会福祉法人若しくは」を「社会福祉法人又は」に、「事業の停止命令」を「保護施設の改善又は事業の停止の命令」に、「45①②」を「45②」に改め、同号を同項第25号とし、同項第18号中「社会福祉法人若しくは日本赤十字社」を「地方独立行政法人」に、「改善又は」を「改善、事業の停止又は保護施設の」に、「45①②」を「45①」に、「   」

を「   」に改め、同号を同項第24号とし、同項第17号中「又は指定医療機関」を削り、「44, 54」を「44①」に改め、同号を同項第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 立入検査票の交付（法14④〔生活保護法44②, 54②〔28③〕〕）											○		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第6 社会福祉課の表11の項中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同項第14号中「市町村」の次に「又は地方独立行政法人」を加え、同号を同項第19号とし、同項第13号中「又は立入検査票」を削り、「28②, 44②, 54②」を「28③」に、「

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	を	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	地域振興局長 支庁長	に改め、同号を同項第16
--	---	--	---------------	--------------

号とし、同号の次に次の2号を加える。

(17) 官公署等に対する資料提供等の要求（法14④〔生活保護法29①〕）											○	地域振興局長 支庁長	
(18) 支援給付の方法の決定等（法14④〔生活保護法30①③, 31, 32, 33①②④, 34, 34の2, 35, 36, 37, 37の2〕）											○	地域振興局長 支庁長	

別表第6 社会福祉課の表11の項第12号を同項第11号とし、同号の次に次の4号を加える。

(12) 支援給付の開始, 変更, 停止及び廃止の決定及び通知（法14④〔生活保護法24③⑨, 25①②, 26〕）											○	地域振興局長 支庁長	
(13) 支援給付を受けている者（以下この項中「被支援者」という。）に対する指導											○	地域振興局長 支庁長	

及び指示（法14④〔生活保護法27①〕）											
(14) 支援給付を必要とする状態にある者に対する報告の要求、立入調査及び検診命令（法14④〔生活保護法28①〕）									○	地域振興局長 支庁長	
(15) 支援給付を必要とする状態にある者の扶養義務者等に対する報告の要求（法14④〔生活保護法28②〕）									○	地域振興局長 支庁長	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**鹿児島県訓令第3号**

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第4 保健福祉環境部の表17の項第1号及び第2号中「決定」を「決定及び通知」に、「24①⑤」を「24③⑨」に改め、同項第3号中「決定」を「決定及び通知」に改め、同項第5号中「対する」の次に「報告の要求、」を加え、同項中第14号を第19号とし、第13号を第18号とし、同項第12号中「77①②、78」を「77」に改め、同号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 費用等の徴収（法78、78の2）	振興局			○		○	事務所長	
-----------------------	-----	--	--	---	--	---	------	--

別表第4 保健福祉環境部の表17の項中第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、第8号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 就労自立給付金の支給（法55の4①）	振興局			○		○	事務所長	
(12) 被保護者等に対する報告の要求（法55の5）	振興局			○		○	事務所長	

別表第4 保健福祉環境部の表17の項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「28②」を「28③」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 官公署等に対する資料提供等の要求（法29①）	振興局			○		○	事務所長	
----------------------------	-----	--	--	---	--	---	------	--

別表第4 保健福祉環境部の表17の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 要保護者の扶養義務者等に対する報告の要求（法28	振興局			○		○	事務所長	
------------------------------	-----	--	--	---	--	---	------	--

②)

別表第4保健福祉環境部の表18の項第1号及び第2号中「決定」を「決定及び通知」に、「24①⑤」を「24③⑨」に改め、同項第3号中「決定」を「決定及び通知」に改め、同項第4号中「者」の次に「(以下この項中「被支援者」という。)」を加え、同項第5号中「対する」の次に「報告の要求、」を加え、同項第13号中「支援給付を受けている者」を「被支援者」に改め、同項を同項第17号とし、同項第12号中「支援給付を受けている者」を「被支援者」に、「保護金品」を「支援給付金品」に改め、同項を同項第16号とし、同項第11号中「77①②、78」を「77」に改め、同項を同項第14号とし、同項の次に次の1号を加える。

(15) 費用等の徴収 (法14④〔生活保護法78、78の2〕)	振興局			○		○	事務所 所長	
-------------------------------------	-----	--	--	---	--	---	-----------	--

別表第4保健福祉環境部の表18の項第10号を同項第13号とし、同項第9号中「支援給付を受けている者」を「被支援者」に改め、同項を同項第12号とし、同項第8号中「支援給付を受けている者」を「被支援者」に、「〔法〕」を「〔生活保護法〕」に改め、同項を同項第11号とし、同項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 支援給付を必要とする状態にある者の扶養義務者等に対する報告の要求(法14④〔生活保護法28②〕)	振興局			○		○	事務所 所長	
(7) 立入調査票の交付(法14④〔生活保護法28③〕)	振興局			○				
(8) 官公署等に対する資料提供等の要求(法14④〔生活保護法29①〕)	振興局			○		○	事務所 所長	

附 則

この訓令は、平成26年 9 月 26 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第937号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市及び南九州市の区域内に存する松林のうち次の区域(「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成26年10月17日から平成27年 3 月 20 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止

森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

- (1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 2に掲げる措置を行った者は、平成27年3月20日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南さつま市大浦町字神山5370番
- 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第939号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

大島郡徳之島町花徳字馬越田1183番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び徳之島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第940号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
羽牟クリニック	南さつま市加世田本町21番地4	医療法人博医会	南さつま市加世田本町21番地4	羽牟裕一郎	平成26年7月31日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第941号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
羽牟クリニック	南さつま市加世田本町21番地4	医療法人博医会	南さつま市加世田本町21番地4	羽牟裕一郎	平成26年7月31日	介護予防通所リハビリテーション



**鹿児島県告示第942号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）片鹿倉地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年 9 月 29 日から同年10月27日まで
- 3 縦覧場所  
日置市東市来支所産業建設課

**鹿児島県告示第943号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成26年 9 月 26 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	養母長里線	日置市東市来町長里字神明谷3314番2地先から3292番3地先まで	前	5.5~9.5	125.1
		日置市東市来町長里字神明谷3314番2地先から同市東市来町長里字岩元一3069番1地先まで	前	9.7~24.3	130.0
		日置市東市来町長里字神明谷3314番2地先から3292番3地先まで	後	5.5~17.7	125.1
		日置市東市来町長里字神明谷3314番2地先から同市東市来町長里字岩元一3069番1地先まで	後	10.8~23.2	130.0

**鹿児島県告示第944号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成26年 9 月 26 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	養母長里線	日置市東市来町長里字神明谷3314番2地先から同市東市来町長里字岩元一3069番1地先まで	平成26年 10月1日
----	-------	---	----------------

## 鹿児島県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成26年9月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	養母長里線	日置市東市来町長里字岩元一3069番1地先から同市東市来町長里字門前3062番1地先まで	平成26年 9月26日

## 鹿児島県告示第946号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により，都道府県指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年9月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

都道府県指定試験機関の名称及び住所	二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
公益財団法人建築技術教育普及センター 東京都千代田区紀尾井町3番6号	(1) 東京都千代田区紀尾井町3番6号 (2) 福岡市博多区博多駅東二丁目9番1号	都道府県指定試験機関の住所	東京都中央区京橋二丁目14番1号	東京都千代田区紀尾井町3番6号	平成26年8月18日
		二級建築士等試験事務所の所在地	東京都中央区京橋二丁目14番1号	東京都千代田区紀尾井町3番6号	

## 始良・伊佐地域振興局告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年9月26日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉作業所スマイル始良	始良市加治木町本町375番地松田写真館2F-A	特定非営利活動法人薩摩ROCK・CLUB	鹿児島市山田町1451番地15号	中野 研吾	平成26年 9月1日	就労継続支援B型

## 大隅地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年9月26日

大隅地域振興局長 三角浩一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労支援事業所 ティンカー・ベル	垂水市終原114 番地	社会福祉法人岳 風会	鹿屋市吾平町上 名字笹ヶ尾原 6162番地2	松下 隆治	平成26年 9月16日	就労継続 支援B型

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年9月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール鹿児島  
鹿児島市東開町7番 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成26年4月11日
- 3 意見の概要  
大規模小売店舗「イオンモール鹿児島」の大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名に係る本市意見は特にありません。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 9 月 26 日

鹿児島県警察本部長 池田克史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
情報セキュリティ対策システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県警察本部警務部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額  
27,993,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年6月6日